

名古屋市告示第311号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 6月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
木村メンタルクリニック	名古屋市東区泉二丁目29番16号	令和 7年 3月25日
大野医院	名古屋市中村区那古野一丁目43番14号	令和 7年 4月 1日
橋本クリニック	名古屋市瑞穂区汐路町 2丁目 1番地の 2	令和 7年 4月 1日
坂野クリニック	名古屋市港区七反野一丁目 901番地	令和 7年 4月 1日
いだか台クリニック	名古屋市名東区猪高台二丁目 410番地の 2	令和 7年 4月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
-------	-----	-------

安倍歯科	名古屋市中区栄三丁目 7番 9号	令和 7年 3月16日
------	------------------	-------------

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
村田薬局	名古屋市天白区八幡山 822番地	令和 7年 3月24日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課